

< 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する添付図面 >

1. 平面図 縮尺 1 / 2 0 0 以上

平面図には次に掲げる事項を表示し、必要な寸法等を記載しなければならない。

- 1 ) 特定路外駐車場の区域
- 2 ) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車いす使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。））、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。））その他の主要な施設

変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。